

特定口座約款新旧対照表

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡若しくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために三井証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、同条第3項第2号及び第3号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>1～2 （現行どおり）</p> <p>3【特定口座内保管上場株式等】租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に保管の委託等がされている上場株式等をいいます。</p> <p>4 （現行どおり）</p> <p>5【特定保管勘定】租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に保管の委託等が行われる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>6 （現行どおり）</p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日及びご住所等につき確認を受けていただくことになります。</p> <p>2～3 （現行どおり）</p> <p>4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る決済（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします（以下、この場合の特定口座を「源泉徴収選択口座」といいます）。なお、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合は、お客様から源泉徴収の選択を廃止する旨のお申出がない限り、翌年以降も引き続き有効なものとなります。</p> <p>5 （現行どおり）</p> <p>6 お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託等は、特定保管勘定において行います。</p> <p>(所得金額等の計算)</p> <p>第5条 <u>特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。</u></p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を、所定の方法により当社のお客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受入れる上場株式等</p> <p>3～4 （現行どおり）</p> <p>5 お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第37条の11の3に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡若しくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために三井証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、同条第3項第2号及び第3号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3【特定口座内保管上場株式等】租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5【特定保管勘定】租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に記載若しくは記録又は保管の委託が行われる上場株式等について、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>6 （省略）</p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日及びご住所等につき確認を受けていただくことになります。</p> <p>2～3 （省略）</p> <p>4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る決済（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当社に対し、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします（以下、この場合の特定口座を「源泉徴収選択口座」といいます）。なお、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合は、お客様から源泉徴収の選択を廃止する旨のお申出がない限り、翌年以降も引き続き有効なものとなります。</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡（信用取引等の差金決済を含みます。）による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>第3条 特定口座に係る上場株式等の記載若しくは記録又は保管の委託は、特定保管勘定において行います。</p> <p>(所得金額等の計算)</p> <p>第5条 <u>当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他の関係法令に基づき行います。</u></p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等の行使により取得した上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等を、所定の方法により当社のお客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）された上場株式等</p> <p>3～4 （省略）</p> <p>5 お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等のうち、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺</p>

者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社に開設されているお客様の特定口座に移管することにより受入れられる上場株式等

- 6 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 7 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第8条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 8 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。））により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 9 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。））により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを保管の委託等をする方法により行われるもの
- 10 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当又は利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。））により取得する当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式で特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 11 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 12 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 13 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 14 お客様が当社の行う有価証券の募集により、又は当社から取得した上場株式等償還特約付社債でその取得の日の翌日から引き続き当該特定口座において保管の委託等がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 15 お客様が当社の口座において行った金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 16 お客様の特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付ける貸借契約（株式等は保管の委託等をする方法により当社の口座に振り替えること、同種、同等、同量の株式等を返還すること、及び貸借期間終了後直ちに株式等を返還することを約したも）に基づいて返還される上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 17 お客様が第18条により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下同じです。）において保管されている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等
- 18 お客様が株式等の上場等の日の前日において有する当該株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に特定口座（お客様からの当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他租税特別措置法施行規則第18条の11第1

贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった上場株式等又は特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされていた上場株式等（引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はこれらの口座に保管の委託がされているものに限り。）で、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号イ及びロに規定する要件を満たす方法により当社に開設されているお客様の特定口座に移管することにより受入れられる上場株式等

- 6 特定口座内保管上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 7 特定口座内保管上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当てに係る上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 8 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含み、当該法人の株主等に合併法人の株式等又は合併親法人の株式等のいずれか一方のみの交付がされるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式等又は合併親法人の株式等及び当該法人の株主等に対する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する株主等に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含みます。））により取得する当該合併法人の株式等又は合併親法人の株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 9 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含みます。））により取得する当該新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 10 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人の株主等に同条第12号の3に規定する分割承継法人又は租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第9号に規定する分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当又は利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産の交付がされたものを含みます。））により取得する当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式で特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 11 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくはその親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 12 特定口座内保管上場株式等につき取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 13 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権又は当該特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた所得税法第57条の4第3項第5号に規定する取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 14 お客様が当社の行う有価証券の募集により、又は当社から取得した上場株式等償還特約付社債でその取得の日の翌日から引き続き当該特定口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 15 お客様が当社の口座において行った金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 16 お客様の特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付ける貸借契約（株式等は振替口座簿に記載又は記録をする方法により当社の口座に振り替えること、同種、同等、同量の株式等を返還すること、及び貸借期間終了後直ちに株式等を返還することを約したも）に基づいて返還される上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等
- 17 お客様が第18条により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下同じ。）において保管されている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等
- 18 お客様が株式等の上場等の日の前日において有する当該株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に特定口座（お客様からの当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他租税特別措置法施行規則第18条の11第1

1項に規定する書類の提出がされた場合の特定口座に限り、)に係る保管の委託等をする方法により受入れる上場株式等

19 保険業法第2条第2項に規定する保険会社の同条第5項に規定する相互会社から株式会社への組織変更により当該保険会社から割当を受ける株式で、その割当を受ける株式のすべてを、当該株式の上場等の日に特定口座(お客様からの当該保険会社から交付を受けた当該割当を受ける株式の数を証する書類の提出がされた場合の特定口座に限り、)に係る保管の委託等をする方法により受入れる上場株式等

20~21 (現行どおり)

(譲渡の方法)

第7条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社へ、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イの規定により計算した金額、同号ロに規定する取得の日及び当該取得日に係る数等を通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第12条 当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)2に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の規定により行います。

(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)5に規定する上場株式等の移管による受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び同条第15項から第17項までの規定により行います。

(年間取引報告書の送付)

第14条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の規定により、特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、特定口座年間取引報告書を2通作成し、その解約日の属する月の翌月末日までに、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

3 前項の規定に係らず、当社はその年中に上場株式等の譲渡及び配当等の受入れがなかった特定口座については、租税特別措置法第37条の11の3第8項の規定により、特定口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。ただし、お客様から請求があるときは交付します。

(出国口座等)

第18条 前条(特定口座の廃止)2に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る保管の委託等をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国口座に係る保管の委託等をするにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 (現行どおり)

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第19条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときは、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(合意管轄)

第20条 (現行どおり)

(約款の変更)

第21条 (現行どおり)

1項に規定する書類の提出がされた場合の特定口座に限り、)に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受入れる上場株式等

19 保険業法第2条第2項に規定する保険会社の同条第5項に規定する相互会社から株式会社への組織変更により当該保険会社から割当を受ける株式で、その割当を受ける株式のすべてを、当該株式の上場等の日に特定口座(お客様からの当該保険会社から交付を受けた当該割当を受ける株式の数を証する書類の提出がされた場合の特定口座に限り、)に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受入れる上場株式等

20~21 (省略)

(譲渡の方法)

第7条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、各号に定める方法のいずれかにより行うものとします。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第37条の10第4項の規定により譲渡とみなされる場合を含みます。

1 当社への売委託による方法

2 当社に対して譲渡する方法

3 上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項(同法附則第86条第1項においてなお従前の例による)とされる旧商法第220条の6第1項の場合を含みます。)の規定に基づいて行われる端株又は一単元の株式に満たない数の株式(登録株を除きます。)の譲渡について、当社を経由して当該譲渡に係る買取請求をする方法

4 前各号のほか関係法令に定める方法

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社へ、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イの規定により計算した金額、同号ロに規定する取得の日及び当該取得日に係る数等を通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第12条 当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)2に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項及び第12項の規定により行います。

(贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)5に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号又は第4号及び同条第16項から第18項までの規定により行います。

(年間取引報告書の送付)

第14条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の規定により、特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、当社はその年中に上場株式等の譲渡及び配当等の受入れがなかった特定口座については、租税特別措置法第37条の11の3第8項の規定により、特定口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。ただし、お客様から請求があるときは交付します。

(出国口座等)

第18条 前条(特定口座の廃止)2に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録、又は保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をするにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 (省略)

(新設)

(合意管轄)

第19条 (省略)

(約款の変更)

第20条 (省略)

特定口座約款



三津井証券株式会社

(約款の趣旨等)

- 第1条** この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡若しくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために三津井証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、同条第3項第2号及び第3号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- 1 【特定口座】 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する口座をいいます。
 - 2 【上場株式等】 租税特別措置法第37条の11の3第2項各号に掲げる金融商品取引所に上場されている株式等及び公募株式等証券投資信託の受益権などをいいます。
 - 3 【特定口座内保管上場株式等】 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に保管の委託等がされている上場株式等をいいます。
 - 4 【信用取引等】 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引又は金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第2項に規定する発行日取引をいいます。
 - 5 【特定保管勘定】 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に保管の委託等が行われる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
 - 6 【特定信用取引等勘定】 租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する特定口座において処理される上場株式等の信用取引等について、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条** お客様が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日及びご住所等につき確認を受けていただくこととなります。
- 2 お客様が特定口座で信用取引等を行われる場合は、特定保管勘定及び特定信用取引等勘定を開設していただきます。ただし、すでに特定口座を開設されている場合は、特定口座異動届出書をご提出いただくものとします。
- 3 特定口座開設届出書を提出後、お客様が届出内容を変更される場合は、あらかじめ当社にお申出いただくものとします。
- 4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る決済（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、特

定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします（以下、この場合の特定口座を「源泉徴収選択口座」といいます）。なお、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合は、お客様から源泉徴収の選択を廃止する旨のお申出がない限り、翌年以降も引き続き有効なものとみなします。

- 5 お客様が源泉徴収を廃止される場合には、あらかじめ、当社に対し、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までにお申出いただくものとします。
- 6 お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託等は、特定保管勘定において行います。

(特定信用取引等勘定における処理)

第4条 信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行います。

(所得金額等の計算)

第5条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係係省令に基づき行われます。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

- 1 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- 2 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を、所定の方法により当社のお客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受入れる上場株式等
- 3 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等
- 4 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- 5 お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）によ

- り取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社に開設されているお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- 6 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 7 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第8条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 8 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り、）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 9 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り、）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを保管の委託等をする方法により行われるもの
- 10 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当又は利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限り、）により取得する当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式で特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 11 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 12 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 13 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 14 お客様が当社の行う有価証券の募集により、又は当社から取得した上場株式等償還特約付社債でその取得の日の翌日から引き続き当該特定口座において保管の委託等がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 15 お客様が当社の口座において行った金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 16 お客様の特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付ける貸借契約（株式等は保管の委託等をする方法により当社の口座に振り替えること、同種、同等、同量の株式等を返還すること、及び貸借期間終了後直ちに株式等を返還することを約したもの）に基づいて返還される上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- 17 お客様が第18条により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下同じです。）において保管されている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等
- 18 お客様が株式等の上場等の日の前日において有する当該株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に特定口座（お客様からの当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他租税特別措置法施行規則第18条の11第1項に規定する書類の提出がされた場合の特定口座に限り、）に係る保管の委託等をする方法により受入れる上場株式等
- 19 保険業法第2条第2項に規定する保険会社の同条第5項に規定する相互会社から株式会社への組織変更により当該保険会社から割当を受ける株式で、その割当を受ける株式のすべてを、当該株式の上場等の日に特定口座（お客様からの当該保険会社から交付を受けた当該割当てを受ける株式の数を証する書類の提出がされた場合の特定口座に限り、）に係る保管の委託等をする方法により受入れる上場株式等
- 20 お客様が締結した持株会契約その他これに類する契約として財務省令で定めるものに基づき当該会社の他の従業員等と共同して取得した上場株式等で、特定口座に係る振替口座簿への受入れを、当該持株会等口座から当該特定口座への振替の方法により受入れる上場株式等
- 21 その他法令で定められた方法により特定口座へ受入れる上場株式等

（譲渡の方法）

第7条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

（源泉徴収）

第8条 源泉徴収選択口座の場合は、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき源泉徴収を行います。

2 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

（特定口座を通じた取引）

第9条 お客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含むものとし、特定口座から払出しをした

上場株式等の取引等を除きます。) に関しては、お客様から特にお申出がない限り、特定口座を通じて行います。

- 2 特定口座内保管上場株式等が公募株式等証券投資信託の受益権である場合、受益権の解約又は償還により交付される金額は、租税特別措置法第37条の10第4項の規定によりその全額が譲渡収入金額とみなされ、その損益は特定口座を通じた取引として処理されます。

(特定口座内保管上場株式等の払出し)

第10条 特定口座に受入れられている上場株式等については、次の各号に定める事項を除き、原則として特定口座からの払出しを行う場合は、あらかじめ当社に「特定口座内保管上場株式等の払出し申出書」を提出していただきます。

- 1 特定口座内保管上場株式等を他の金融商品取引業者の特定口座へ移管する場合
- 2 特定口座内保管上場株式等を贈与、相続又は遺贈により他の特定口座に移管する場合
- 3 特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡(当社で特定口座以外の口座に払出した後、速やかに譲渡する場合に限ります。)をする場合

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第1項第2号イの規定により計算した金額、同号ロに規定する取得の日及び当該取得日に係る数等を通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第12条 当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)2に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の規定により行います。

(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)5に規定する上場株式等の移管による受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び同条第15項から第17項までの規定により行います。

(年間取引報告書の送付)

第14条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の規定により、特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、特定口座年間取引報告書を2通作成し、その解約日の属する月の翌月末日までに、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

3 前項の規定に依らず、当社はその年中に上場株式等の譲渡及び配当等の受入れがなかった特定口座については、租税特別措置法第37条の11の3第8項の規定により、特別口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。ただし、お客様から請求があるときは交付します。

(地方税に関する事項)

第15条 源泉徴収選択口座については、地方税法第71条の51その他関係法令の規定に基づく特別徴収を行います。

(特定口座に係る事務)

第16条 特定口座に関する事項の細目については関係法令及びこの約款の規定に基づき、当社が定めるものとします。

(特定口座の廃止)

第17条 特定口座に係る契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。

- 1 お客様からのお申出があった場合。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規

定する特定口座廃止届出書を当社にご提出いただくものとします。

2 お客様が海外転勤等により出国(所得税法第2条第1項第42号に規定する出国をいいます。)され、居住者又は国内に恒久施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、次条第2項の特定口座継続適用届出書を出国前に提出したときを除き、お客様から当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。

3 租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書又は特定口座廃止届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合

4 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(出国口座等)

第18条 前条(特定口座の廃止)2に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る保管の委託等をされてきた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国口座に係る保管の委託等を行うことにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いをご希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要となります。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第19条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(合意管轄)

第20条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第21条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上